

上告に関するコメント

令和6年1月2日

女川原発再稼働差止訴訟原告団

同 弁護団

女川原発再稼働差止訴訟原告団及び同弁護団は、令和6年1月30日の脱原発
弁護団全国連絡会との協議の結果、同年1月27日の高裁判決に対し、苦渋の選
択ではありますが、上告及び上告受理の申立をしないことを決定しました。

理由は以下のとおりです。

1 本判決は、避難計画に全く踏み込まなかった門前払いの一審判決と異なり、避
難計画の内容に踏み込んでいる。避難計画を争点とする他の訴訟も、一審判決

と同様の判決を数多く受けている中で、仙台高裁が避難計画の内容に踏み込
み、かつ、判断基準まで示して出したことは注目に値し、他の訴訟にとって有
益である。

2 上告及び上告受理の申立をすれば、現存の最高裁の状況からして、門前払いの一
審判決に戻る可能性を否定できない。その場合、避難者からの訴えを棄却し

た最高裁の令和4年6月17日福島第一原発事故の国家賠償訴訟に下級審が例
外なくひれ伏している状況に鑑み、避難計画を争点として他の訴訟に壊滅的
な悪影響を与える可能性がある。

以上